

## 第 1 章

### 韓国の経済自由化と企業活動法の対応

#### はじめに

韓国の経済自由化は、従来の政府主導の産業育成政策が行き詰まり、1980年代の初めになって、政策の転換が必要であるとの認識が政府内部に広がった時期から始まる。80年代前半は、まだ経済自由化の始動期であり、経済自由化に対応した法制度の整備は、端緒の段階にすぎなかった。しかし、80年代半ばになると、ウォン安、原油安、金利安の3低要因により国際収支が黒字に転換し、経済自由化に対応した法制度を充実する環境が整い、この時点で、経済自由化に対応した法的枠組みが整うことになる。以後、基本的に、この法的枠組みのなかで経済自由化がいっそう促進され、88年には、政府規制を緩和しようとする取組みも開始される。90年頃からは、遅れていた資本自由化が本格的に推進される。97年11月に至って、通貨危機が発生するが、それを契機に、IMFの介入により経済自由化が徹底化されるにいたり、法的枠組みもそれに即応したものに改編される。

以上が、韓国の経済自由化とそれに対応する法制度の整備状況の概観である。本章では、まず、経済自由化の経過状況を概括的にみた後、主要な個別分野の経済自由化とそれに対応する法制度の整備状況を紹介し、かかる後に韓国の法制度整備における課題を考察してみることとしたい。

## I 韓国における経済自由化の推移

### 1. 経済自由化にいたるまで

韓国では、周知のとおり、政府主導による開発戦略がとられ、急速な経済成長がはかられた。1960年代初めから72年までに推し進められた戦略は、輸出全般を振興しようというものであった。73年からは、産業構造の改編を通じて輸出構造の改善をはかるため、重化学工業の育成が推進され、かかる産業に対して政府による支援が行われた。それまでの輸出全般の振興に加えて、重化学工業を育成する政策がとされることになるのである<sup>(1)</sup>。こうした政府主導の開発戦略は、間接金融（銀行資金）に対する政府の直接的な統制、つまり政策金融により行われた。また、こうした政策金融による介入は、重化学工業の育成に当たってさらに強化され、特に、70年代末期には、実質マイナスの利子率による政策金融が銀行の総貸出額の50%を超えるようになる。このような重化学工業への資金の偏った配分は、重化学工業部門の企業を急速に成長させたが、一方では、大多数の中小企業が存在する軽工業部門の資金不足をもたらし、重化学工業と軽工業の間の不均衡、ひいては、大企業と中小企業の間の不均衡を深刻化させた。また、こうした重化学工業育成政策は、銀行貸出の膨脹によってすでに慢性化していたインフレをさらに昂進させるとともに、家計に対する所得分配を悪化させた。そればかりでなく、財閥と呼ばれる大規模企業集団を急成長させ、経済力が財閥に集中することになり、市場における独寡占の弊害が深刻になった。また、重化学工業部門に属する企業は、政策金融のみならず一般貸出も優先的に受けられたことから、借入資金への依存をいちだんと強めることになり、その財務構造の不健全化は、外国企業との競争力を弱化させると危惧された。

## 2. 1980年代前半

このように、1970年代後半に入って、政府主導の開発戦略、つまり、統制的な経済運営方式は、市場機能を歪め、部門間不均衡を進展させ、大規模企業集団への経済力集中、市場における独寡占の弊害、インフレの昂進、重工業部門に属する企業の財務構造の不健全化等といった問題をいっそう深刻化させていった。そして、一部の重化学工業では、稼働率が10～20%以下となるという経済的非効率も表面化させたのである。もはや、70年代末の韓国の経済状況は、これまでの成長戦略をとりつづけることを許さず、とうとう80年には、経済成長率がマイナスを記録するにいたった。こうしたなかで、政府においては、経済政策を転換する必要があるとの認識が広がり、インフレを抑制するための緊縮的な財政・金融政策をとって、統制を緩和し、市場機能を尊重し、創意工夫を活かす経済運営に改めるべきことが認識されるようになった。

このため、1980年代に入ると、政策転換のための各種の施策が実施されることになり、81年には、緊縮的な財政・金融政策がとられるとともに、同年12月には、競争原理を基本とし、市場機能を円滑に機能させる観点から、韓国の独占禁止法である「独占規制及び公正取引に関する法律」(以下、「公正取引法」という)が制定された。ここに、韓国において本格的な独占禁止法制の誕生をみることになるが、これと同じくして、国内産業の競争条件を整えるため、輸入自由化と関税引下げに着手されることになる。また、政策金融についても、その規模や種類が縮小されたのみならず、銀行についても国有化されていた支配株主の株式が民間に放出されるとともに、金利の統制を緩めるといった対応がとられた。こうした施策が打ち出されるなかで、政府はインフレの抑制に成功し、家計に対する所得分配の悪化傾向も80年代には反転するようになる。

このように、韓国においては、1980年代前半は、政策転換の始動期をなし、

この時期から、民間主導型経済に移行するための経済自由化に向けた諸施策が次々と打ち出されることとなるのである。

### 3. 1980年代後半から90年代

1980年代後半が始まる最初の年である86年は、80年代前半から始まった経済自由化政策を法制度として整備する年となった。この年は、国際収支が初めて黒字に転化したが、それが経済自由化政策を法制度として整備する上で有利に作用した。

この年は、産業政策の分野では、工業発展法が制定され、それまで産業ごとに定められていた個別の産業育成法が廃止され、政府介入をこれまでより抑制したものに一本化された。また、貿易の分野では、対外貿易法が制定され、自由貿易を基調とする内容の法制度に改められた。消費者保護の分野では、消費者の利益を確保するため、新に消費者保護法が制定された。これらのほかにも、中小企業を育成するため中小企業創業支援法が制定される等、経済自由化と民間主導型経済推進のための法制度が整備された。

さらに、競争政策の分野では、財閥への経済力集中を抑制するため、公正取引法が改正され、同法に持株会社の禁止、相互出資の禁止、出資総額の制限等を内容とする企業集団規制が導入された。この規制は、財閥に焦点を直接当てた規制であり、財閥企業の株式所有を規制することにより財閥への経済力集中を抑制しようとするものであった。また、財閥に対するもう一つの重要な政策的措置として、1984年から財閥に対する与信管理の強化が始まっていたが、これにより、上位5位までの財閥に対する銀行与信総額が凍結されるとともに、上位30位までの財閥に対して資産総額を基準にした限度が設けられることになった。ここに、財閥規制が本格化する。

このように、1980年代後半は、経済自由化政策が法制度として整備されていく段階に当たり、その後は、これら法的枠組みのなかで、よりいっそうの市場経済秩序の定着化がはかられていくことになる。

1988年には、資本市場国際化推進計画が策定され、外国為替規制や外国人直接投資規制の緩和が進められる。さらには、競争制限的な政府規制の緩和にも着手される。同時に、これまでの大企業優先政策を見直し、中小企業を振興し、産業構造を転換させることが政策課題として提唱された。

この1980年代後半の政策基調は、90年代においてもそのまま継続されることになる。外資規制のいっそうの緩和等、資本市場の自由化は本格的に進展し、規制緩和も進められるとともに、財閥規制の強化を中心とする公正取引法の改正も相次いで行われ、経済自由化はいっそう進展することになる。これらの結果として、96年にはOECDへの加盟が実現する。この間、経済自由化との関係で関係法の改正が行われはするが、80年代中頃までに整えられた法的枠組みは、大きく変わることなく、基本的にはその修正をはかる形で推移する。

#### 4. IMFの支援以降

こうした韓国の経済自由化の流れをさらに徹底させたのが、1997年11月の韓国の経済危機以降におけるIMFの支援である。それまでに経済自由化は相当進展していたが、このIMFの支援以後、外国為替管理法と外資導入法が廃止され、それに代えて外国為替取引法と外国人投資促進法が制定され、外国為替と外資規制の完全自由化がはかられた。また、産業政策の分野においても工業発展法が廃止され、政府の介入ができるだけ控え、産業発展ビジョンを提示し、民間の取組みを促すことを内容とする産業発展法が新たに制定された。

こうしたなかで、金大中政権が積極的に取り組んでいるのが、経済危機をまねいた要因の一つでもあった財閥に対する対策の強化である。系列会社間の相互債務保証の解消、財閥の財務構造の改善、事業構造調整（財閥系列会社の整理・統合）、経営責任の明確化（オーナーの代表取締役就任による経営責任の明確化、非公式組織の会長室や企画調査室の廃止）といった対策が進めら

れている。しかし、この財閥対策のなかで、事業構造調整については、それが、自主的な取組みとされているものの、政府の介入によるものであるところから、こうした市場の競争秩序を十分に考慮しない性急な施策にはたして経済合理性があるのか、また、その手法が強引であり問題ではないかといった批判的な意見もある<sup>(2)</sup>。

## II 主要な個別分野における経済自由化政策と法制度

次に、主要な個別分野における経済自由化政策とそれに対応する法制度の整備状況についてみていくこととしたい。

### 1. 対外市場開放

1960年代から70年代においては、前述のとおり、産業育成、つまり大企業のための成長政策が推進された。その結果、70年代後半から経済力の集中が進展した。また、同時に、国内産業は、外国企業から保護されていたことから、競争圧力の低さに起因する産業体質の脆弱化が問題となっていた。このため、韓国経済の効率を高め、産業の体質を強化するため、海外からの競争を導入する必要があると政府において認識され、80年代に入って、本格的に輸入自由化、すなわち、輸入数量規制の自由化と関税の引下げが行われるようになつた。また、これに併せて、外国人直接投資に対する制限も段階的に緩和する政策がとられるようになった。以下、その状況をみていくこととする。

#### (1) 輸入自由化

輸入自由化の動きは、すでに1970年代後半から若干みられ、その頃から輸入の自動承認品目数が増加しあはじめる。しかし、この動きが本格化するのは、

80年代に入ってからである。輸入自由化の目的は、国内市場において輸入品との競争を通じて韓国企業の生産性を向上させるところにあったが、輸入の自動承認品目の選定に当たっては、国内産業に及ぼす影響が考慮された。つまり、競争力をもつ品目や輸入制限による産業保護効果の小さい品目が優先して選定された。また、対象となる産業を自由化に対応しやすくするため、輸入自由化予示計画があらかじめ示された。こうしたなかで、輸入の自動承認品目数は増加し、輸入総品目数に占める自動承認品目数の比率(「総合輸入自由化率」と呼ばれる)は、表1のとおり、1980年の68.6%から85年の87.7%に高まった。

また、関税率を引き下げる政策もとられ、上記の輸入自由化の予示計画に連携して関税率の引下げの予示も行われ、平均関税率は、表1のとおり、1980年の24.9%から85年の21.3%に低下した<sup>(3)</sup>。

しかし、こうした輸入自由化措置がとられる反面、急速な輸入拡大による国内産業の衝撃を緩和するため、輸入制限的な施策も並行してとられた。例えば、輸入監視制度がそうである。輸入監視制度は、貿易取引法施行令21条に基づくとしつつ、輸入自動承認品目として選定された品目であっても、そ

表1 輸入自由化の進展状況

	1970	1975	1978	1980	1983
総合輸入自由化率	54.1	49.1	64.9	68.6	80.4
平均関税率	—	—	35.7	24.9	23.7
	1985	1988	1990	1993	1995
総合輸入自由化率	87.7	94.8	96.3	98.1	99.0
平均関税率	21.3	18.1	11.4	8.9	7.9
	1997	2001			
総合輸入自由化率	99.9	100.0			
平均関税率	7.9	(予定)			

(注) 平均関税率は、各輸入品目の関税率を加重平均したものではなく、単純平均したものである。

(出所) 韓国財政経済部資料(1998年11月24日の韓国財政経済部からのヒアリングの際に入手した資料)による。

た。この計画は、その後途中で、94年6月、95年11月および96年5月の3次にわたって修正・補追され、外国人直接投資の拡大促進がはかられた。

1996年12月には、韓国がOECDに加盟したことに伴い、これまでの外資導入法が改められ、外国投資の定義にM&Aと5年以上の長期借款を含める一方、外国人投資自由化の水準を先進国並みの水準に引き上げる努力がはらわれた。

### ③ 通貨危機以後（1998年以降）

1997年11月の通貨危機以後は、韓国政府においては、経済改革を積極的に推進し、外国為替市場の速やかな安定と金融構造および企業構造の調整の推進等をはかるとともに、経済体质の改善と経済成長のために外国人投資を拡大することが必要であるとされた。このため、98年3月に外国為替・資本取引および外国新投資制度を全面的に改変する方針が発表され、外資導入法および外国為替管理法が廃止され、これまでの外国人直接投資規制が完全に撤廃された。また、新たに外国人投資促進法が制定され、各種の外国人投資の促進・支援の措置が講じられることになった。

## 2. 国内経済の自由化

韓国では、1980年代以降、対外市場開放による海外からの競争の導入に併せて、国内経済の自由化と競争の促進も同時に進められた。その状況について、産業政策、競争政策、規制緩和、財閥規制政策の順にみていくこととする。

### (1) 産業政策

#### ① 産業政策の転換

1970年代までの政府主導による産業の育成が、前述のとおり、韓国経済に大きな難局をもたらしたことから、これから産業政策は、民間の自主性と創意を尊重し、競争を促進する方向に転換する必要があるとの認識が政府に

広がった<sup>10</sup>。その結果、80年代の産業政策は、70年代の重要な産業育成の方向から、市場メカニズムの活用と産業体質の強化の方向に転換されていくことになる<sup>11</sup>。83年5月には、政府の方針として「80年代産業政策の基本課題と政策方向」が確定されたが、その概要は次のとおりである<sup>12</sup>。

- (1)重要産業を選別的に支援する制度を、技術、エネルギー節約等といった機能別に支援する制度に改編する。(特定産業中心の支援制度を機能別支援制度に転換する)
- (2)開放と経済の幅を拡大し、各種の輸入制限、新規参入制限等の規制的要素を大幅に縮小する。(競争制限的要素を大幅に縮小し、経済の効率性を高める)
- (3)自由化と市場メカニズムだけに任せていっては自力成長が難しい分野については、政府が明確な支援基準を設定し、例外的に介入する。(市場メカニズムに委ねることが難しい中小企業、社会間接資本等の分野については、政府の支援を拡大する)

1980年代の産業政策は、この方向で転換されることになり、これにそって、それまでの各種の産業支援制度が改編されていく。

まず、税制面についてみると、1981年の租税減免規制法の改正により租税減免の恩恵を受ける対象企業が大幅に縮小され、これ以降、租税減免の対象が特定産業中心から機能別に転換される。つまり、租税減免の総額限度が新設され、産業に対する租税面での支援が縮小されるとともに、技術、人材開発投資、施設の自動化・合理化投資、エネルギー節約投資および公害防止投資に対する税額控除制度が新設され、機能別支援の強化がはかられる<sup>13</sup>。

また、政策金融についても1980年代に入って大幅に縮小される。81年には外貨表示債務償還資金等の5個の政策金融が廃止されたが、82年には一般金融と政策金融間の金利を一致させることになり、これにより、政策金融を受けている企業に対する金利上の特恵措置がなくなった<sup>14</sup>。また、政策金融において重要な位置を占めていた国民投資基金の規模が段階的に縮小されることになった。国民投資資金は、重化学工業の育成および輸出産業の支援を通

じて産業構造の高度化をはかるために73年に制定された国民投資基金法に基づいて運用される基金であるが、その支援対象となっていた特定産業への支援が縮小され、技術開発、機械国産化等といった機能別支援にその重心が置かれることになった<sup>(15)</sup>。

さらに、1985年には、新たに工業発展法が制定され、それまで各種の個別産業育成法において存在していた市場参入等の事業活動を制限する行政規制が削減されることになる。個別産業育成法は、60年代に制定された機械工業振興法および造船工業振興法、70年代初めに制定された石油化学工業育成法、鉄鋼育成法および非鉄金属製錬事業法、70年代後半に制定された航空工業育成法、繊維工業近代化促進法および電子工業振興法を指すが、これら個別育成法においては、市場参入、事業の拡張、生産等の企業活動が広範囲に規制されていた。これら個別産業育成法は、85年に統廃合され、新たに工業発展法が制定されるが、工業発展法は、単に従来の個別産業育成法を廃止して単一の法体系に移行させたものではなく、市場参入、投資等の事業活動に対する規制を産業合理化業種に指定された場合でなければ適用できないこととしたものである。また、同法に基づく産業合理化業種の指定に当たっても、政府のみにより決定せず、民間人の委員からなる工業発展審議会の審議を経ることとされた<sup>(16)</sup>。この工業発展法が制定されたことにより、個別産業育成法に含まれていた約140にのぼる行政規制が削減された。また、市場参入、生産投資等の企業活動に対する規制は、前述のとおり、産業合理化業種として指定された場合でなければ適用されないことになり、それ以前と比べて行政規制の緩和がはかられた<sup>(17)</sup>。

## ② 工業発展法の制定以後

工業発展法の制定以後は、同法に基づき産業合理化業種として、1986年7月に自動車、建設重装備、ディーゼルエンジン、重電機器、合金鉄および織物の6業種、同年12月に染色加工、97年12月に肥料、92年2月に履物の計9業種が指定されている。これら業種において実施された産業合理化の内容は表3のとおりである<sup>(18)</sup>。

表3 指定業種の産業合理化の内容

業種	期間	主要内容
自動車	1986.7～89.6	新規参入の禁止と既存4社による生産体制の維持
	1986.7～88.6	新規参入の禁止 (大宇と三星重工業のみに生産許容)
ディーゼルエンジン	1986.7～89.6	新規参入の禁止と機種別の生産専門化 (大型:韓国重工業, 現代エンジン, 中型:双龍重工業)
重電機器	1986.7～88.6	新規参入の禁止と設備の新增設制限
合金鉄	1986.7～89.6	新規参入の禁止と設備削減・改替 (韓国合金鉄工業等による4社生産体制の維持 設備改替への構造調整資金の支援)
織物	1986.7～95.6	新規参入の制限と老朽織機の改替支援 (新規業者の施設登録不許可 老朽織機の改替への構造調整資金支援)
染色加工	1986.12～88.12	新規参入の制限と老朽加工機の改替支援 (新規業者の施設登録不許可 老朽施設の改替資金支援)
肥料	1987.12～90.11	肥料販売の自由化及び肥料産業の民営化
履物	1992.2～95.1	新規参入の制限と老朽施設の改替, 自動化設備の導入資金支援

(出所) 経済企画院『自律開放時代の経済政策 経済企画院30年史II』1994年, 161ページの表を転載した。ただし、経済企画院『産業政策便覧』1989年, 46ページの表に基づき、主要内容の欄について若干の補追を行った。

表4 産業合理化支援基準

類型	対象	合理化の方向及び支援の内容
1. 産業構造調整	不況産業	・資産の売却等、業界の自助努力に対する租税支援
	斜陽産業	・他の有望な業種に転換する場合、施設能力の削減及び事業転換に関する租税支援
	有望幼稚産業	・国際経済力の向上や隘路の克服のための合併及び譲受・譲渡時における租税支援
2. 企業集団の系列企業整理	系列企業群の主力業種専門化	・非主力業種を処分する場合の租税支援
	中小企業に固有な業種と系列化業種の整理	・該当企業の処分時に租税支援

(出所) 韓国公正取引委員会『韓国の政府規制緩和——経済行政分野を中心として』1992年, 80ページの表のうち銀行保有不実債権整理を除く部分を転載。

工業発展法の制定と租税減免法の改正により、これら両法律に基づく産業合理化支援を効率的に運用するための「産業合理化支援基準」が策定されている。この基準は、産業合理化の方向とその税制面での支援の内容を定めたものであり、産業合理化が個別企業への支援よりも産業構造の調整過程において発生する負担を経済全体で負担するという趣旨にそって策定されたものであって、1986年2月の産業政策審議会において確定された。この基準は、支援の対象を産業構造調整、企業集団の系列企業整理および銀行保有不実債権の3類型に整理しているが、そのうち、産業政策と関係する産業構造調整と企業集団の系列企業整理の類型にかかわる税制面の支援の内容を示すと、表4のとおりである<sup>⑭</sup>。

### ③ 工業発展法の廃止

工業発展法は、競争力の弱まった状態が長期間継続し、自主的な構造調整をはかることが困難になった業種について、政府が合理化業種として指定すれば、設備の新・増設および新規参入等の制限を許容する。しかし、このような規制は、もはや過度な規制であり、民間の自主的な市場経済の発展を阻害する要因として作用しているおそれがあると政府において判断されるようになった。このため、同法制定以後に変化した内外の産業与件に効率的に対応するとの理由で、1999年2月、同法が廃止され、新たに産業発展法が制定された。この新法は、工業発展法のような政府による行き過ぎた規制が排され、基本的に、政府が産業の競争力強化、構造調整等の産業発展ビジョンを指し示すとともに、それに向けた民間の取組みを促す性格の法律とされた。しかし、この新法制定のねらいは、政策推進体制を総合的に整備し、産業の競争力強化、産業組織の効率化、企業構造調整の促進および国際産業協力の増進等をはかるため、韓国の産業構造の高度化を促進することにあるとされ、競争力を有する先進的な産業構造を達成するとしている<sup>⑮</sup>。このことにみられるように、同法は、産業の競争力を維持・向上させようとする産業政策の手段としての法律であることには変わりがなく、政府の関与・介入をまったく排除したものとはいえない。

## (2) 競争政策

韓国の独占禁止法である公正取引法は、1980年12月31日に制定された。その頃は、それまでの政府主導の開発戦略が、市場機能を歪曲させ、インフレの昂進、財閥の急成長、市場における独寡占化の進展、経済の非能率化等をまねき、もはや、こうした経済運営方式では立ち行かなくなつた時期であつた。このため、前述のように、市場機能を尊重し、競争原理に基づく経済運営方式に転換するため、競争政策の中心法制として同法が制定されることになった。

同法は、(1)市場支配的地位の濫用の禁止、(2)企業結合の制限、(3)不当な共同行為の制限、(4)事業者団体に対する規制、(5)不公正取引行為および再販売価格維持行為の禁止、(6)国際契約の締結の制限を規制の内容とするものであり、独占禁止法制としての体裁が備えられていた。

しかし、公正取引法の規制内容は、財閥の存在という韓国経済の特殊性を必ずしも反映したものではなかったことから、1986年12月に改正され、持株会社の設立禁止、相互出資の禁止、出資総額の制限等を内容とする企業集団規制が導入されることになる。財閥と呼ばれる大規模企業集団は、政府主導の産業育成政策の産物であり、韓国経済において大きな比重を占めるようになったばかりでなく、その存在は、市場競争にとって大きな脅威となつた。しかし、制定当初の同法は、大規模企業集団に直接焦点を当てた規制をもたなかつたのである。

この1986年12月の改正では、企業集団規制が導入されたが、同時に既存の諸規定の整備もはかられた。その主なものは、カルテル規制の強化であり、これまでのカルテルを登録させて規制する方式がカルテルを直接禁止する方式に改められた。また、事業者間のカルテルについては、参加した事業者に対してその実行期間の売上高の1%を超えない範囲内で課徴金が賦課できる課徴金制度が導入された。

この後も、公正取引法は、1990年1月、92年12月、94年12月、96年12月、

98年2月および99年2月とたてつづけに改正される。改正の中心は、企業集団規制の強化にあったが、それ以外にも、カルテルや不公正取引行為等の違反行為に対する規制の整備がはかられるとともに、法の執行体制が強化されている。企業集団規制の強化については、後述の財閥規制政策において紹介することとし、ここでは、それ以外の規制の整備状況を以下に示すこととする。

### ① 市場支配的事業者に対する規制

市場支配的事業者の濫用行為のうち価格濫用行為については、すでに課徴金制度が1980年の公正取引法制定当初に導入されていた。94年12月の法改正では、価格濫用行為以外の市場支配的地位の濫用行為についても、その行為の実行期間における売上額の3%の金額を超過しない範囲内で課徴金が賦課できるようにされた。

その後、1996年12月の法改正では、公正取引委員会は、独寡占的市場構造が長期間維持されている市場については競争を促進する施策を作成し、施行しなければならないとされ、必要があるときは、関係行政機関の長に競争の導入その他市場構造の改善等に関し必要な意見を提示できることになった。

また、1999年2月の法改正では、これまで一定の要件に該当する市場占拠率の大きな事業者を市場支配的事業者として指定してきたが、その指定制度が廃止された。これまでの一定の要件は推定規定として残したもの、市場支配的事業者に該当するかどうかの判断は、市場支配的濫用行為が問題となる個別の事件で行われることになった。

### ② カルテル規制

すでに、事業者間のカルテルについては、前述のとおり課徴金制度が1986年12月に導入されていたが、90年1月の法改正においては、事業者団体のカルテルについても、「一定の取引分野の競争を実質的に制限する」ものについて課徴金制度が導入された。さらに、94年12月の法改正により、これらカルテルの課徴金の上限額が、カルテル実行期間の売上高の1%から3%に引き上げられた。

また、1996年12月の改正では、カルテルの発見を容易にする観点から、カルテル参加者がその事実を公正取引委員会に申告したときは、その申告者は是正措置や課徴金を軽減・減免できることとされた。

さらに、1999年2月の改正では、これまでカルテルの要件については、「一定の取引分野における競争を実質的に制限する行為をすることの合意」とされていたが、それが「不当に競争を制限する行為をすることの合意」に改められ、競争の実質的制限にはいたらない行為に関する合意であっても違反にできるように改められた。

### ③ 不公正取引行為の規制

1992年12月の法改正により、不公正取引行為に対して課徴金制度が導入され、違反事業者に対して3000万ウォンを超えない範囲内において課徴金が賦課できるようにされた。さらに、94年12月の法改正では、その課徴金の上限額が引き上げられ、違反行為があった日からなくなる日までの期間の売上額の2%の金額を超過しない範囲内で課徴金が賦課できるようにされた。また、この法改正では、再販売価格維持行為に対しても課徴金制度が導入され、不公正取引行為と同様の上限額の範囲内で課徴金が賦課できるようにされた。

1999年2月の法改正では、新たな類型の不公正取引行為の発生に弾力的に対処できるようにするために、それまで限定列举されていた7類型の不公正取引行為以外のものも規制できるよう包括的な規定が追加された。

### ④ 企業結合規制

1996年12月の法改正により、それまで一定規模以上の会社の企業結合を規制の対象としていた規模基準が撤廃され、会社の規模のいかんを問わず、競争を実質的に制限する企業結合が禁止された。同時に、この法改正により、競争の実質的制限について、定義規定が新設されるとともに、企業結合が市場占拠率、市場での順位等からして一定の要件を満たす場合には、競争が実質的に制限されると推定するとの推定規定が設けられた。また、この法改正により、違反する企業結合に対しても課徴金制度がいったん導入されたが、課徴金の賦課よりも他の手段によって是正措置の履行を確保するのが効果的

であると考えられた<sup>④</sup>。このため、99年2月の法改正により企業結合に対する課徴金制度が廃止され、それに代えて、定められた期間内に是正措置を履行しない場合には履行強制金を賦課する制度が新設された。

#### ⑤ 國際契約の規制

1994年12月の法改正により、國際契約の届出制が廃止され、それに代えて、事業者または事業者団体は、國際契約を締結するに当たって当該國際契約が違法性があるものかどうかを公正取引委員会に審査を求めることができるされました。また、届出制度の廃止に伴い、國際契約の規制の実効性が損なわれることがないよう、不当な國際契約に対しても課徴金制度が導入され、実行期間における売上高の2%を超えない範囲内で課徴金が賦課できるようにされた。

#### ⑥ 公正取引法の適用対象範囲の拡大

1999年2月の法改正までは、公正取引法の適用を受ける事業者は、適用業種を限定列挙する方式により、韓国標準産業分類大分類の17業種のうち12業種に限定されてきた。しかし、この法改正により、適用業種の限定列挙方式が廃止され、適用対象が「製造業、サービス業、その他の事業を行う者」とされ、公正取引法の適用される事業者の範囲が拡大された。

また、1999年2月には、公正取引法以外の法律において同法の適用を除外する競争制限的規定（価格カルテル等を許容する規定）を撤廃する一括整理法が成立し、公正取引法の適用除外分野の縮小がはかられた。

#### ⑦ 法執行体制の改編・強化

1990年1月の法改正までは、経済企画院長官が公正取引法上の諸権限を有し、公正取引委員会は、経済企画院長官の一種の審議機関的役割にとどめられていた。しかし、90年1月の法改正により、公正取引委員会の格上げと権限の強化がはかられ、経済企画院長官が有していた公正取引法上の諸権限が全面的に公正委員会に移管され、同委員会が公正取引法の運用主体とされた。また、併せて、同委員会の下に属することになった事務機構も大幅に強化された。

1994年12月の法改正では、さらに公正取引委員会の格上げがはかられ、同委員会は、経済企画院から独立し、政府組織法上の中央行政機関とみなすとされるとともに、その職権行使の独立性が公正取引法上に明記された。

### (3) 規制緩和

韓国においては、政府主導の開発戦略により経済の急速な発展がはかられたが、そのために、限られた資源が輸出の促進や重化学工業の育成のために重点的に配分されることになった。当然のこととして、こうした特定分野への資源の重点的な配分は、政府が民間経済部門の活動を規制することにより達成された。このため、韓国では、それまでの政策を市場メカニズムを活用する政策に転換するには、競争政策の中心となる法制である独占禁止法が整備される必要があつただけでなく、それまでの政府による経済規制も緩和・撤廃することが必要であった。そこで、韓国では、1980年代の末頃からこれら政府規制の緩和への取組みが始められ、独占禁止当局がこれに積極的に関与することになった。

韓国では、1960年代および70年代に、種々の規制が産業政策の手段として民間経済部門の活動に対して課された<sup>22)</sup>。この点について、李奎億「公正去來政策と政府規制緩和」(1988年)は、「諸外国において、政府規制は、自然独占の性格を有する公益事業体を対象とする狭義の観点から、よく論議されてきたが、我が国においては、むしろ、産業政策の手段として、民間企業の自由な活動に干渉するものとして広く解釈するのが妥当であろう」<sup>23)</sup>としている。このことからわかるように、先進国では市場の失敗と関連して非製造業の分野に主としてみられる政府規制が、韓国では、そのような分野のみならず、産業政策の手段として政府規制が用いられてきた関係で、製造業の分野にも広く及んでいることに特徴がある。

1980年代後半頃の韓国の政府規制の状況についてみると、韓国の全国経済人連合会が、韓国の製造業に関連する64の法律について調査したところ、政府の企業活動に対する規制が1013に及んでいることを明らかにしている。こ

表5 法令による競争制限的規制の類型

(単位：業種数)

参入規制	価格規制	設備規制	地域制限	事業承認	形式・品質承認	その他
84	26	10	8	20	41	49

(出所) 経済企画院『公正去來便覧』1989年、355ページの表より転載。

うした規制のなかには、作業安全、公害防止等の非競争制限的な社会的規制が多く含まれていたところから、88年5月、競争当局（当時、経済企画院の公正取引室）が、こうした規制を除外して競争制限を内容とした政府規制だけを対象にして調査を行っている。これによれば、54の法律、89の業種について調査したところ、表5のとおりの規制がみられた<sup>44</sup>。競争当局は、これらの規制のなかには、「競争の機会を制約し、或いは企業の自主的な判断に必要以上に関与する規定が少なくないとともに、目的の妥当性がある場合にも、過度に行政の便宜のために主として運用される事例がある」と指摘している。また、それとともに、「経済開発の初期に幼稚産業の一時的な保護のために制定されたが、経済構造の変化により、その目的が消滅したか、または現実的でない法令があるとともに、他の法との具体的な関連性の検討なく、必要に応じて立法化されることにより、同一事項が数個の法律により互いに相異なって重複規制される場合もある」<sup>45</sup>としている。さらに、こうした長い政府の介入の結果、当該規制に関係する政府部門や業界において、市場機能の利点について十分な理解がなされず、競争制限的な思考方式や行政慣行が維持される状況がみられることも指摘している<sup>46</sup>。

こうしたなかで、1988年に競争当局が中心となり規制緩和の取組みが始まられ、石油精製、酒類、海運、バス旅客運送などの競争制限的な要因の多い18業種について競争促進策の検討が始められた。90年には、規制緩和を重点的に推進するために首相を長とする行政規制緩和委員会が設けられ、競争当局がこれに積極的に関与して、政府全体で規制緩和が取り組まれることになり、同年には、酒類、海運等の20業種について、新規の生産活動の制限、販

売地域の制限等を内容とする不合理な規制が縮小・廃止された。また、91年には、石油、自動車管理等の21業種について、給油所の距離制限の段階的廃止、自動車整備事業の新設基準の緩和等63項目にわたる規制緩和項目が策定され、実施に移された。このようにして規制緩和の推進がはかられ、結局、92年12月末までに136項目の規制緩和項目について規制緩和措置が完了した<sup>(2)</sup>。

その後、規制緩和は、1993年から体系的に推進することとされ、経済分野については財政経済院が、非経済分野については行政刷新委員会が担当する形で（1998年からは一括して国務調整室が担当する形で）推進されてきている。

### 3. 財閥規制政策

政府による大企業優先の成長政策は、「財閥」と呼ばれる大規模企業集団を急成長させた。財閥に経済力が集中し、韓国経済におけるその比重を増大させたばかりでなく、その存在は、市場競争に対して大きな脅威となった。このため、1980年代中頃から、政府による財閥規制が本格的に始動する。この財閥規制は、公正取引法による規制とそれ以外の規制に分けられるので、それぞれに分けて逐次紹介する。

#### (1) 公正取引法による規制

##### ① 企業集団規制の導入

財閥と呼ばれる大規模企業集団内の支配・統制は、個人が持ち分を確保することにより成り立ってもいるが、同時に、系列企業相互間での株式保有を通じて系列企業全体が一つの資本結合体となっていることによっても成り立っている。財閥のこうした株式所有構造に着目し、その株式所有に対して制限を加えるため、1986年12月、公正取引法に次の内容の企業集団規制が導入された。

###### (a) 持株会社設立の禁止

会社であろうと、個人であろうと、いかなる者であっても韓国国内において持株会社（株式の所有を通じて国内会社の事業内容を支配することを主たる事業とする会社）を設立すること（既存の会社の持株会社への転換を含む）が禁止された。

(b) 相互出資の禁止

大規模企業集団に属する二つの会社が株式を直接相互に交換する形で相互出資することが禁止された。

(c) 出資総額の制限

大規模企業集団に属する会社が所有する国内の他の会社（この場合、系列、非系列の双方を含む）の株式の合計額（出資総額）が、当該会社の純資産額の40%（出資限度額）を超えることが禁止された。これは、大規模企業集団が関連のない分野にまで進出して系列会社を無理に増やし、その専門性を損ない、国際競争力の弱化や経済非効率をまねくことを防止しようとする規制である。なお、金融・保険会社については本規制の適用が除外された。

(d) 金融・保険会社の議決権の制限

大規模企業集団に属する金融・保険会社がその取得または所有している同一企業集団に属する会社の株式について議決権を行使することが禁止された。

② 企業集団規制の改正

企業集団規制は、その後、数次にわたって改正されてきた。全体的には、規制が強化されたといえるが、最近の改正（1998年2月と99年1月の改正）においては、系列会社間の債務保証の制限のように強化された規制もあれば、出資総額の制限のように撤廃されたり、持株会社に関する規制のように緩和された規制がある。おしなべて規制が強化されているわけではなく、各規制によりその状況には差異がみられる。企業集団規制の改正状況は、次のとおりである。

(a) 持株会社に対する規制

1999年2月の法改正により、それまでの持株会社を原則禁止する規定が改められ、一定の条件（負債額が純資産額を超えないこと、子会社でない国内会社

の株式を支配目的で所有しないこと、金融持株会社は非金融持株会社の株式を所有しないこと、非金融持株会社は国内の金融会社の株式を所有しないこと等の条件) の下で、持株会社が許容されることになった。

(b) 相互出資の禁止

1990年1月の法改正により、相互出資の禁止に対して課徴金制度が導入され、違反した会社に対して、違反行為により取得または所有した株式の帳簿価格の10%を超えない範囲内で課徴金が賦課できるようにされた。また、金融・保険会社に対しては、相互出資の禁止の適用がなかったが、この法改正により適用されることになった。

(c) 出資総額の制限

大規模企業集団に属する会社の純資産総額に占めるそれら会社による他の会社への出資総額の割合は、出資総額の規制が始まった1987年の43.6%から毎年徐々に下がり、94年3月には26.8%にまで低下した。出資限度としては、それまで、その割合が40%を超えてはならないとされていたが、この限度の水準では、もはや現実の実態にそぐわなくなってしまった。このため、1994年12月の法改正により、その限度水準を25%に引き下げる規制強化が行われた。また、その一方で、この法改正により、大規模企業集団に属する企業であって、その株式が当該企業集団外に分散所有され、財務構造が健全である企業については、出資総額の規制を適用しない特典が与えられた。これは、大規模企業集団の系列会社の株式の企業集団外への分散所有を促進し、系列会社が専門外の分野への無理な事業拡張に走らないようにし、専門性を深化させ、その国際競争力を強化させることを意図したものであった(なお、課徴金制度については、90年1月の法改正において、相互出資の禁止と同様の方式のものが導入されている)。

しかし、1998年2月の法改正において、出資総額の制限は、系列会社が無分別に事業を多角化する可能性が少なくなり、もはや制度を維持する実益が少なくなっていること、また、外国企業に対して国内企業を差別することにもなっていることを理由に、撤廃されるにいたっている。

(d) 系列会社間の債務保証の制限

大規模企業集団内の系列会社間における相互債務保証については、1992年12月の法改正まで規制が存在しなかった。しかし、系列会社間における相互債務保証は、それらの会社への資金の貸出を多くする一方で、企業集団に属さない中小企業等への資金の貸出を少なくし、また、系列会社への資金の安易な貸出が競争力を失った限界系列会社を温存し、円滑な産業調整を妨げる等の問題点が指摘されていた。このため、系列会社間の相互債務保証を経済力集中の一形態としてとらえ、公正取引法の企業集団規制のなかで規制されることになった。具体的には、大規模企業集団のうち一定の基準に該当する企業集団（債務保証制限大規模企業集団）に属する会社は、同一集団内の国内系列会社に対する債務保証金額の残額の合計額（債務保証総額）が当該会社の自己資本の200%の額（債務保証限度額）を超えてはならないとされた。また、課徴金制度がこの規制にも適用され、債務保証限度額を超えて保証する額の10%を超えない範囲内において課徴金が賦課できるとされた。

その後、1996年12月の法改正では、債務保証限度額が当該会社の自己資本の200%から100%に引き下げられ、規制が強化された。さらに、98年2月の法改正では、IMFから大規模企業集団の系列会社間の相互債務保証の是正を求められたことから、新規の系列会社間の債務保証が禁止されることになるとともに、既存の債務保証についても2000年3月末までに解消することとされた。

(e) その他

1996年12月の改正において、大規模企業集団の内部取引に対する規制を強化するため、不公正取引行為の規制対象として、不当な支援行為（事業者が他の事業者に対して不当に資金、不動産、人力等を支援して公正な取引秩序を阻害する行為）が追加された。また、99年2月の法改正では、この不当な支援行為を円滑に調査できるようにするために、公正取引委員会に対して、2年間に限り、不当な支援行為であったか否かを確認する観点から金融機関に対し金融取引情報の提出を求めることができる権限が与えられた。

## (2) 公正取引法以外の財閥規制

財閥に対するもう一つの重要な政策的措置として、1984年から財閥に対し始まった与信管理がある。これは、韓国銀行の内規として定められた「金融機関与信運用規定」(84年7月20日制定)によるものであり、これにより、上位5位までの財閥に対しては銀行与信総額が凍結され、また、上位30位までの財閥に対しては資産総額を基準にした限度が設けられた。これ以降、財閥規制が本格化し、以後、この財閥に対する与信管理は、総枠、投資および不動産取得に関して行われることになる。

しかし、公正取引法の企業集団規制による規制が逐次強化されるに従い、1990年代に入ってから、与信管理については規制緩和され、逐次、表6のとおり、規制が緩和されていく。そして、98年6月には、与信管理規制そのものが撤廃されるにいたった<sup>22)</sup>。

## (3) 金大中政権の財閥規制政策

財閥企業の放漫な事業の拡大、財務体質の脆弱性は、韓国経済の国際競争力を弱め、1997年末のIMF支援をまねく経済危機の要因になった。このため、金大中政権は、財閥を積極的に規制する姿勢をとってきている。98年5

表6 与信管理規制の緩和

	バスケット管理	企業投資承認	不動産取得承認
1993.2月	30大企業集団系列	30大企業集団系列	30大企業集団系列
1994.1月		10大企業集団系列	10大企業集団系列
1995.4月		全面廃止	
1996.5月	10大企業集団系列 (7月施行)		
1997.7月	廃止時期確定 (2000年7月)		全面廃止 (8月施行)
1998.6月	廃止		

(出所) 韓国公正取引委員会資料(1998年11月26日の韓国公正取引委員会からのヒアリングの際に入手した資料)による。

表7 財閥間の事業構造調整

業種	合意の内容
半導体	<ul style="list-style-type: none"> <li>現代電子（半導体）と LG 半導体は一元化のための持分比率を継続論議する</li> </ul>
石油化学	<ul style="list-style-type: none"> <li>石油化学は、大山団地内に所在している三星総合化学と現代石油化学を統合した後、外国資本を誘致して、国際競争力の強化をはかる</li> <li>SK と LG が中心となる蔚山及び麗川石油団地の構造調整案を 2 次の論議で確定させる</li> </ul>
自動車	<ul style="list-style-type: none"> <li>起亜の国際入札が流れ、起亜が構造調整の対象になる場合、現代、大宇、三星が自動車産業の構造調整を論議する</li> </ul>
航空機	<ul style="list-style-type: none"> <li>航空機は、三星、大宇、現代の 3 社が統合して、別途独立法人化した後、外国資本を誘致して国際競争力の強化をはかる</li> </ul>
鉄道車両	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄道車両は、現代、大宇、韓進の 3 社が統合して、別途独立法人を新設した後、外国資本を誘致して、国際競争力の強化をはかる</li> </ul>
発電設備と船舶用エンジン	<ul style="list-style-type: none"> <li>現代重工業と韓国重工業の発電設備は一元化すること。一元化的具体的な方法は追って論議する</li> <li>三星の船舶用エンジン及びボイラー設備は、韓国重工業に移管する</li> </ul>
精油 電子	<ul style="list-style-type: none"> <li>精油部門は、現代が韓化の精油部門を引き受ける</li> <li>三星と大宇の間において三星自動車と大宇電子を相互交換</li> </ul>

(出所) 『全經聯』406号(1998年9月)によるが、電子部門については、1999年4月27日の財界・政府・金融機関懇談会における産業資源部資料「IIグループ間自主事業構造調整推進実績」による。

月において公表された、5大財閥に対して実行させることとなった構造改革計画は次のとおりである。

- (1)系列会社間の相互債務保証の解消（改正された公正取引法により実現させる）
- (2)財閥の財務構造の改善（連結財務諸表の公表を義務づけるとともに、2000年までに負債比率を200%以下にさせる<sup>(24)</sup>）
- (3)事業構造調整（財閥系列会社の整理・統合をはかる）
- (4)経営責任の明確化（オーナーの代表取締役就任による経営責任の明確化、非公式組織の会長室や企画調査室の廃止）

このうち、上記(3)について敷衍すると、金大中政権は、財閥の系列企業を

整理し、得意分野に集約特化させ、競争力のある体質にさせるため、財閥間の事業構造調整（「ビッグ・ディール」と呼ばれている）を強力に推し進める施策をとっている。この事業構造調整は、法律によらないで、財閥間の事業調整を自主的に合意させるという形で行われているものであり、その合意の内容は、表7のとおりである<sup>30)</sup>。この事業調整については、強引な手法であることもさることながら、こうした事業の集約は、競争秩序に大きな影響を与える、市場での競争を弱めるおそれがある。このため、すでに前述の第I節の4項で述べたように、このような政策の展開に対して批判的な意見が学識者にみられる。

### III 経済自由化と法制度の整備

#### 1. 法制度の整備過程における特徴

韓国の経済自由化は、1980年代初め頃から始まる。80年代前半は、経済自由化の始動期であり、この時期は、公正取引法や外資導入法等が制定されたが、経済自由化に対応した法制は、全体としてはまだ未整備の段階であった。しかし、80年代半ばになると、ウォン安、原油安、金利安の3低要因により国際収支が黒字に転換することになり、これにより経済自由化に対応した法制度の充実をはかる環境が整う。この時期において、これまでの政府介入・統制色の強い通商・産業関係の法律が整理され、政府の介入を抑制した対外貿易法、工業発展法等が制定される。経済自由化に対応した法制度は、この時点において一応全体的に体裁が整うことになる。以後は、基本的には、この法的枠組みのなかで経済自由化がさらに進められる。88年には、政府規制の緩和への取組みが開始され、90年頃からは、遅れていた資本自由化も本格的に推進される。経済自由化は、いっそうの進展をみるが、90年代においても、通貨危機が発生する97年11月までは、基本的には、この法的枠組みが変更

されることはなかった。

通貨危機が発生してからは、IMFの介入により経済自由化が徹底化されることになり、法的枠組みもそれに即応して改められた。その代表的なものは、外国為替管理法および外資導入法が廃止されるとともに、外国為替取引法および外国人投資促進法が制定され、外国為替と外資規制の完全自由化がはかられたことである。また、産業政策の分野においても工業発展法が廃止され、政府の介入をできるだけ控え、産業発展ビジョンを提示し、民間の取組みを促すことを内容とする産業発展法が新たに制定された。韓国では、それまで、経済自由化は相当進展していたが、IMFの支援以後、それがさらに徹底化される形となった。

## 2. 課題

韓国の経済自由化政策は、前述のとおり、1980年代に入ってから始まり、80年代中頃までにその基本的な法的枠組みが整備された。その後、現在にいたるまでほぼ一貫して経済自由化が推進され、IMFの支援以降は、経済自由化が実態上も法制度上も徹底化されることになったといえる。このように、経済自由化は、順調に進行してきたといえるが、法制度のあり方からすると、次のような問題点を指摘することができよう。

まず、経済自由化政策に対応して法制度を整備するに当たって、法律を定めさえすれば、企業に対してそれに基づく施策に従わせることを強制できるという姿勢が政策当局にみられることがある。もっとも、以前においては、法律に拠らないで施策に従うことを強制する場合が存在し、与信管理等のように、企業の事業活動に大きな影響が出るにもかかわらず、明確な法律の根拠なく、関係施策が実施された場合があった。こうした明確な法律の根拠をもたない施策の推進は、最近でもみられ、政府は、法律の根拠なく、「ビッグ・ディール」と呼ばれる財閥間の事業構造調整を強力に推進している。このような法律を整備せずに施策に従うよう強制することは論外としても、こ

うしたことと、法律を定めればそれで済むという安易な姿勢とは軌を一にしているのではないかとみることも不可能ではないであろう。韓国においては、法改正が頻繁に行われることが多いが、こうしたことも、政策当局が法律を便宜的なものとしてとらえていることの現われとみられたとしても仕方のない面があろう。

また、この点と関係するが、経済自由化政策といつても、政策当局の関心は、単に経済を市場メカニズムに委ねることにあるのではなく、むしろ、そのなかで韓国の産業の競争力をいかに維持し、強化するかにある。韓国の産業の競争力を向上させることは、これまで韓国政府の最大の政策課題でありつづけてきたのであり、最大の関心事であった。政策の手法が統制から自由化に切り替えられ、法制度の改編が行われても、韓国の産業の競争力を向上させるという政策基調は一貫して変化しなかったといえる。このことは、自由化の過程をみても、簡単に自由化したのではなく、規制をしぶとく残しながら、産業の保護・支援を交えて、徐々に自由化していくことにもよく現われている。産業の競争力の維持・向上をいつも踏まえた過程だったのである。最近でも、IMFの支援後、自由化の徹底がはかられているとはいえ、新法の産業発展法は、依然として韓国の産業の競争力を向上させ、支援するための法律である。また、「ビッグ・ディール」と呼ばれる財閥間の事業構造調整にしても、財務構造の健全化、事業の効率的な集約化により産業の競争力を向上させようとする政策に変わりがない。いわば、政府が、産業の競争力の維持・向上に向けて、その介入の手法や介入の程度をその時々において調整し変化させながら政策的にコントロールしてきたといえる。このことが、政策当局の都合に合わせた法律の改編を生じさせ、また、法律を政策実現の便宜的手段と化させる要因となったのである。

こうした政策当局の都合を優先する便宜的な姿勢は、例えば、韓国の独占禁止法である公正取引法についてもみられる。規定の改廃が頻繁であるのみならず、違反を抑止するためとはいえ、多くの違反行為類型に対して課徴金制度等を導入し、制度的な色彩を強めたり、国内産業の国際競争力を強化す

ることに配慮する規定を比較的容易に公正取引法自体のなかに挿入したりしているのである。

政策当局が法律を政策実現の手段としてのみ便宜的にとらえて改廃することは、法制度の安定性をも損なうものであり、このような点の改善は、今後の韓国における課題であろう。

- 注(1) この「1. 経済自由化にいたるまで」の前半部分は、主として、渡辺利夫監訳、宇山 博訳、司空壹『韓国経済新時代の構図』東洋経済新報社、1994年によった。
- (2) 1998年11月下旬におけるソウルでの韓国の競争政策研究者等からのヒアリングによる。
- (3) 経済企画院『自律開放時代の経済政策 経済企画院30年史II』1994年12月、19-20ページ。
- (4) 韓国公正取引委員会『韓国の政府規制緩和——経済行政分野を中心として』1992年、86-87ページ。
- (5) 同上、85ページ。
- (6) 韓国開発研究院『韓国経済半世紀 歴史的評価と21世紀ビジョン』1995年、342ページ。こうした個別法に根拠をおく輸入制限効果を有する非関税障壁の除去により、総合輸入自由化率は5~12%低くなったとされる(342ページ)。
- (7) 1998年11月24日における韓国財政経済部からのヒアリングの際に入手した資料によれば、関税率の構造の変遷は次のとおりである。
- 1980年代以前：特定品目の支援のために、物品別に差異のある関税率体系を維持
- 1984年第1次改編：資源配分において関税の産業中立性を高めるために均等関税率体系を導入
- 1988年第2次改編：均等関税率体系の強化と税率引下げの実行
- \* 完成品(農産物は除く)は、8%の単一税率に収斂。  
ただし、原料は1~3%，中間財は5%低い税率を適用
- (8) 1998年11月24日の韓国財政経済部からのヒアリングの際に入手した資料による。
- (9) 経済企画院『自律開放時代の……』20ページ。
- (10) 韓国公正取引委員会『韓国の政府規制緩和』77ページ。
- (11) 経済企画院『産業政策便覧』1989年、1ページ。

- (12)及び(13) 韓国公正取引委員会『韓国の政府規制緩和……』78および78—79ページ。
- (14) 同上, 79ページ。
- (15) 経済企画院『産業政策……』13ページ。
- (16) 李景台『産業政策の理論と現実 増補版』産業研究院, 1996年, 「韓国の産業政策」223—224ページ。
- (17) 韓国開発研究院『韓国経済半世紀……』336ページ。ただし, 「個別法に含まれていた約140余にのぼる行政規制が削減された」との箇所は, 韓国公正取引委員会『韓国の政府規制緩和……』(79ページ)による。
- (18) 経済企画院『自律開放時代の……』161ページの表および経済企画院『産業政策……』46ページの表をほぼそのまま転記している。
- (19) 韓国公正取引委員会『韓国の政府規制緩和……』79—80ページ。
- (20) 韓国財政経済部から1998年11月に入手した産業構造高度化促進法案の提案理由による。同法案は, 名称が国会で変更され, 産業発展法とされた。
- (21) 中山武憲「韓国独占禁止法の改正について——構造調整の促進と執行力の強化のために」(『公正取引』1999年6月) 56ページ。
- (22) 李奎億, Competition and Deregulation Policy in Korea, KDI/UNAP Joint Seminar on "Private Sector Initiatives," September 1989, seminar paper, p. 1.
- (23) 李奎億「公正去來政策と政府規制緩和」(『経済論集』ソウル大学校, 1988年6月) 177ページ。なお, 同ページにおいて, 「60年代から, 実質的に大部分の産業にわたって参入障壁を制度的に構築し, 選別的な支援を行い, 時には共同行為を助長することもあった。」との指摘もある。
- (24) 経済企画院『公正去來便覧』1989年, 355ページ。
- (25) 同上, 355ページ。
- (26) 崔鐘璣「産業政策と競争促進施策の調和」(『公正去來』創刊号, 1989年1月) 17ページ; 経済企画院『公正去來……』355ページ。
- (27) 韓国公正取引委員会『公正去來年報1992年版』(1992年6月) 33ページおよび34ページならびに韓国公正取引委員会『公正去來年報1993年版』52ページ。
- (28) 1998年11月26日の韓国公正取引委員会(企業集団課長)からのヒアリングの際に同委員会から入手した資料による。
- (29) 5大財閥の負債比率(負債/自己資本)は, 1997年末においては470.2%であったが, 計画の施行後, 99年末には386.0%に低下している。しかし, 金融監督委員会は, 同年末の計画値である320.1%にははるかに及ばないとしている。(財界・政府・金融機関懇談会における金融監督委員会資料「III総合評価及び今後の推進計画」1998年4月27日, 19ページ)

(30) 合意内容は、「5大グループ事業構造調整方案 合意内容」(『全經聯』406号, 1998年9月)によるが、電子部門が抜けているので、これに1999年4月27日の財界・政府・金融機関懇談会における産業資源部資料「II グループ間自主事業構造調整推進実績」により、電子部門を追加した。なお、この合意内容の進行状況については、同資料によれば、99年4月27日時点において、「半導体と精油は、完了段階にある。発電設備・船舶用エンジン・航空機・鉄道車両は、全般的につまずくことなく進行中である。自動車は、一旦工場が再稼働しているが、折衷の過程を早く終えなければならない状況にある。電子部門は、自動車の処理を待って当事者間の話し合いを保留してきたが、速やかな協議が必要な状況である。石油化学は、進行状況が悪く、積極的な妥結策を講じる必要がある」としている(17ページ)。